

介護用品給付を申請される方へお願い

佐久市高齢者福祉課

- ① 申請者から市指定業者に見積書の作成を依頼していただきますが、事前に給付を希望する介護用品を決めておいてください。

(紙おむつ、尿とりパッド等のメーカー、種類等)

② 対象品目について

- ・紙オムツ
- ・尿とりパッド
- ・防水シート
- ・使い捨て手袋
- ・清拭剤
- ・ポータブルトイレ用防臭剤
- ・ドライシャンプー
- ・ウロガード
- ・口腔ケア用品 (スポンジ等使い捨てのもの)

対象外の品目

- ・ティッシュ
- ・ウエットティッシュ
- ・医薬品
- ・パジャマ安心パンツ (紙オムツでないもの)
- ・吸い飲み
- ・お部屋の消臭剤 等

- ③ 複数業者に見積作成を依頼する方がおられますが、購入しない業者への断り等の連絡は、自己責任で行っていただきますようお願いいたします。

(裏面もご覧ください)

介護用品給付事業給付決定された方へ

- ① 手続き終了後、給付が可と認められた方には、給付決定通知書を送付します。

見積書を作成していただいた業者様にも、お知らせしてありますので、電話等でご連絡いただき、納品等について打ち合わせをお願いします。

- ② 給付決定後、状態の変化等により、給付品目を変更する場合
⇒決定時の給付限度額内であれば変更可能です。

業者様とよくご相談いただくようお願いいたします。

- ③ 介護用品の返品について

状態等の変化により、既に給付された介護用品を使用しなかった場合、一旦給付されたものについては、申請者（給付決定された方）ご自身で対処いただきますようお願いいたします。